



有害物質の排水基準と地下水の浄化基準が改正されました

平成26年12月1日から特定施設を持つ事業所から排出される「カドミウム及びその化合物」の排水基準と地下水の浄化基準が改正されました。

改正点は、以下の2点です。

① 排水基準

0.1mg/L → 0.03mg/Lに強化

② 地下水の浄化基準

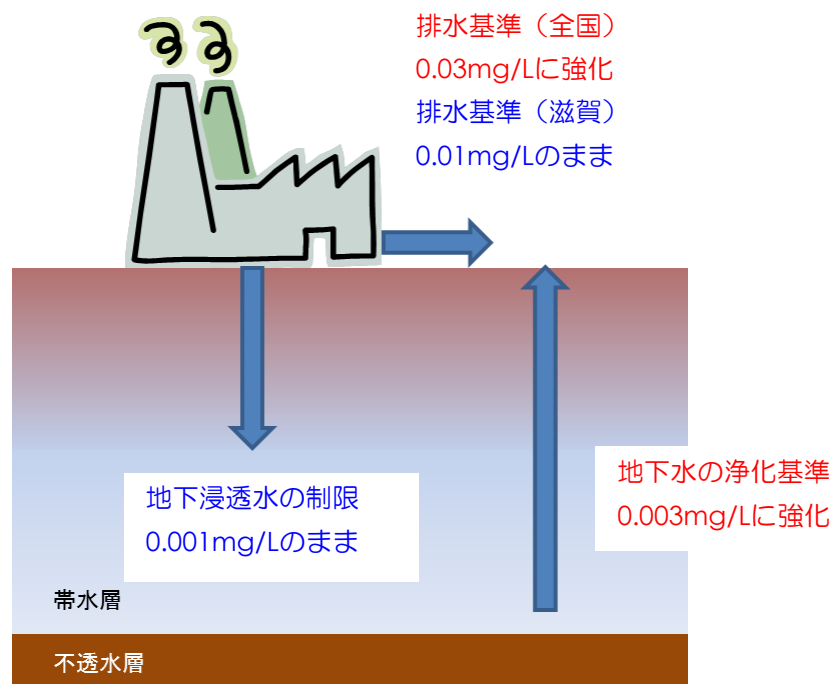
0.01mg/L → 0.003mg/Lに強化

ただし、滋賀県下の事業所では従来から滋賀県公害防止条例による規制により、「カドミウム及びその化合物」の排水基準は0.01mg/Lです

ので、今回の水質汚濁防止法の関連規定改正にかかわらず、従来通りの0.01mg/Lの規制が適用されます。

一方地下水の浄化基準については、12月1日以降今回の改正が適用されますので、注意が必要です（今後法改正に合わせて、滋賀県条例の地下水の水質汚濁状況の調査などについても同様の改正があるものと思われます）。

また、地下浸透水の汚染状態については法改正による変更がありませんでしたので、浸透水の制限基準も従来通りの0.001mg/Lの規制が適用されます。



西日本技術コンサルタントのホームページもご覧ください。

www.ngcon.co.jp